

独立行政法人国立高等専門学校機構船員就業規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第7号

制 定	平成16年	4月 1日
一部改正	平成17年	4月 20日
一部改正	平成18年	4月 4日
一部改正	平成19年	3月 30日
一部改正	平成20年	3月 28日
一部改正	平成21年	9月 28日
一部改正	平成22年	3月 30日
一部改正	平成23年	3月 30日
一部改正	平成24年	9月 27日
一部改正	平成25年	7月 29日
一部改正	平成26年	3月 31日
一部改正	平成27年	3月 26日
一部改正	令和2年	2月 27日
一部改正	令和3年	4月 28日
一部改正	令和5年	3月 28日
一部改正	令和5年	12月 25日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、船員法（昭和22年法律第100号）第97条第1項の規定に基づき独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）に勤務する船員の就業に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、機構に勤務する教職員のうち、機構の所有する練習船に乗船勤務する者（船員法第2条第2項に規定する予備船員を含む。）に適用する。

2 第25条の規定により再雇用された船員の就業に関する事項については、別に定める。

(定義)

第3条 前条第1項に定める機構の所有する練習船に乗船勤務する者は、以下のとおりとし、その定義は当該各号に定めるところによる。

- 一 船員 乗組員及び予備船員をいう。
- 二 乗組員 練習船に乗り組む船長及び次に掲げる職員及び部員をいう。
 - ア 職員 機関長、航海士及び機関士をいう。
 - イ 部員 船長及び職員以外の者をいう。

- 三 予備船員 休暇中、休業中及び研修中等の者をいう。
- 四 教員 練習船において、主に教育、研究の業務に従事する船員（教授、准教授、講師（常時勤務するものに限る。），助教及び助手）をいう。

（権限の委任）

第4条 理事長は、この規則に規定する権限の一部を校長に委任することができる。

（法令との関係）

第5条 この規則に定めのない事項については、船員法、その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

（遵守遂行）

第6条 機構及び船員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 任免

第1節 採用

（採用）

第7条 船員の採用は、競争試験又は選考により理事長が行う。

（船員の配置）

第8条 船員の配置は、機構の業務上の必要等を考慮して理事長が行う。

（労働条件の明示）

第9条 船員の採用に際しては、採用をしようとする船員に対し、あらかじめ、理事長は次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- 一 労働契約の期間に関する事項
- 二 乗り組むべき船舶の名称、総トン数、用途及び就航航路に関する事項
- 三 職務に関する事項
- 四 基準労働期間、労働時間、休憩時間、休日及び休暇に関する事項
- 五 給与に関する事項
- 六 退職、解雇、休職及び制裁に関する事項
- 七 災害補償に関する事項
- 八 予備船員制度の概要

（提出書類）

第10条 船員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに理事長に提出しなけ

ればならない。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人及び国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2の規定により国の職員として在職期間が通算されることとなる法人の職員から引き続き機構の船員となった者にあっては、書類の一部について提出を省略することができる。

- 一 入職誓約書
- 二 履歴書
- 三 資格に関する証明書
- 四 住民票記載事項の証明書
- 五 扶養親族等に関する書類
- 六 船員手帳
- 七 その他理事長が必要と認める書類

2 前項の提出書類の記載事項に変更を生じたときは、その都度速やかに、書面で届け出なければならない。

(試用期間)

第11条 船員として採用された者には、採用の日から6か月の試用期間を設ける。ただし、理事長が特に認めたときは、試用期間を短縮し、又は設けないことがある。

- 2 試用期間中において、理事長が正規の船員とすることを不適当と認めたときは解雇する。
- 3 試用期間は、勤続年数に通算する。

第2節 昇任及び降任

(昇任)

第12条 船員の昇任は、選考により理事長が行う。

- 2 前項の選考は、その船員の勤務成績及びその他の能力の評定に基づいて行う。

(降任)

第13条 船員が次の各号の一に該当する場合には、理事長はその者を降任することができる。

- 一 勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他、必要な適性を欠く場合

(希望降任)

第13条の2 次の各号に掲げる船員の区分に応じ、当該各号に定める年齢に達する船員が降任を希望する場合は、理事長はその者を降任することができる。

- 一 教員である船員 63歳
- 二 前号以外の船員 60歳

第2節の2 管理監督職勤務上限年齢による降任等

(管理監督職勤務上限年齢による降任等)

第13条の3 理事長は、管理監督職（管理職手当（独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則（機構規則第8号。以下「給与規則」という。）第23条の規定に基づく管理職手当をいう。この節において同じ。）の支給を受ける船員及び同規則別表第5に定める指定職員本給表の適用を受ける船員をいう。）を占める船員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している教職員について、異動期間（当該管理監督職上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。この節において同じ。）（第13条の5の規定により延長された期間を含む。）に、管理監督職以外の職への降任又は管理職手当が支給される職の併任の解除をするものとする。

- 2 前項の管理監督職勤務上限年齢は、次の各号に掲げる船員の区分に応じ、当該各号に定める年齢とする。
 - 一 教員である船員 63歳
 - 二 前号以外の船員 60歳

(管理監督職への採用等の制限)

第13条の4 理事長は、管理監督職上限年齢に達している者を、異動期間の末日の翌日以後、当該管理監督職に採用し、又は、昇任し、若しくは、管理職手当が支給される職に併任させることができない。

(管理監督職上限年齢による降任等の特例)

第13条の5 理事長は、第13条の3の規定により降任等をすべき船員について、管理監督職の欠員を容易に補充することができない年齢構成その他の特別な事情があり、管理監督職の欠員の補充が困難となることにより機構の運営に著しい支障が生ずると認める場合は、当該船員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める船員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。

- 2 理事長は、前項又はこの項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める船員について、前項の事由が引き続きあると認めるとときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

第3節 異動

(配置換等)

第14条 理事長は業務上の都合により、船員に対して配置換、併任又は出向（以下「配置換等」という。）を命ずることがある。

- 2 前項に規定する配置換等を命ぜられた船員は、正当な理由なく拒むことができない。
- 3 出向を命ぜられた船員の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員出向規則（機構規則第23号）の定めるところによる。

(赴任)

第15条 船員が、採用され、又は配置換等を命ぜられたときは、ただちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該発令の日から7日以内に赴任するものとする。

第4節 定員

(練習船等の定員)

第16条 練習船の定員については、別表のとおりとする。

第5節 休職及び復職

(休職)

第17条 船員が次の各号の一に該当する場合は、理事長はその者を休職とすることができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
 - 二 刑事事件に関し起訴された場合
 - 三 その他理事長が定める事由による場合
- 2 試用期間中の船員については、前項の規定を適用しない。
- 3 前2項に定めるほか、休職の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員休職規則（機構規則第18号）の定めるところによる。

(休職期間)

第18条 前条第1項第一号の休職期間は、休養を要する程度に応じ、3年を超えない範囲内で理事長が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。

- 2 前条第1項第二号の休職期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。
- 3 前条第1項第三号の休職期間は、必要に応じ、5年を超えない範囲内で理事長が定める。
- 4 前条第1項第一号により休職した船員が、復職した日以後1年に達するまでの間に、再度、同一の傷病（その症状及び要因等が明らかに異なる傷病以外の傷病をいう。）により休職したときは、当該傷病による休職の期間は連続しているものとみなし、復職前の休職の期間に通算するものとする。

(休職の手続)

第19条 船員を休職にする場合には、事由を記載した説明書を理事長が交付して行うも

のとする。ただし、船員から同意書の提出があった場合にはこの限りでない。

(復職)

第20条 理事長は、第18条の休職期間を満了するまでに休職事由が消滅したと認めた場合には、その者に復職を命ずる。ただし、第17条第1項第一号の休職については、船員が休職期間の満了までに復職を願い出て、医師が休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職を命ずる。

2 復職する職場は、原則として、休職前の職場とする。ただし、船員法第83条に定める健康証明書を取得できない場合にはこの限りでない。

第6節 退職及び解雇

(退職)

第21条 船員は、次の各号の一に該当する場合は、退職とし、教職員としての身分を失う。

- 一 退職を届け出て理事長から承認された場合、又は退職を届け出て14日を経過した場合
- 二 定年による退職の日に達した場合
- 三 第18条第1項又は第3項に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しない場合
- 四 死亡した場合
- 五 雇用期間が満了した場合

(自己都合による退職手続)

第22条 船員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに、理事長に文書をもって届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により30日前までに届け出ることができない場合は、14日前までに届け出なければならない。

2 船員は、退職を届け出ても、退職するまでは、従来の職務に従事しなければならない。

(定年)

第23条 船員の定年は、65歳とする。この場合、退職の日（以下「定年退職日」という。）は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

(定年による退職の特例)

第24条 前条の規定にかかわらず、その船員の職務の特殊性又はその船員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由がある場合は、理事長は、1年を超えない範囲内で期限を定め定年退職日を延長することができる。

2 前項の期限又はこの項の規定により延長された期限は、1年を超えない範囲内で延長することができる。

3 前2項の規定による定年退職日の延長の期限は、定年退職日の翌日から起算して5年を超えないものとする。

(定年退職後等の再雇用)

第25条 第23条の規定又は次条第2項の雇用期間の満了により退職した船員について、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するため特に必要があると認める場合は、理事長は、1年を超えない範囲内で期間を定め、採用することができる。

2 前項の期間又はこの項の規定により更新された期間は、1年を超えない範囲で更新できる。

3 前2項の規定による期間については、その末日はその者が年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

4 前3項に定めるほか、定年退職後等の再雇用（第23条の規定又は次条第2項の雇用期間の満了により退職した船員に対する再雇用をいう。）の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員再雇用規則（機構規則第24号。以下「再雇用規則」という。）の定めるところによる。

(定年前再雇用短時間勤務)

第25条の2 理事長は、次の各号に掲げる船員の区分に応じ、当該各号に定める年齢に達した日以後に退職した船員を短時間勤務の船員に採用することができる。

- 一 教員である船員 63歳
- 二 前号以外の船員 60歳

2 前項の規定により採用された船員（次項において「定年前再雇用短時間勤務教職員」という。）の雇用期間は、採用の日から65歳に達する日以後における最初の3月31日までとする。

3 前2項に定めるほか、定年前再雇用短時間勤務教職員の取扱いについては、再雇用規則の定めるところによる。

(当然解雇)

第26条 船員が次の各号の一に該当するに至った場合は、理事長はその者を解雇する。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた場合
- 二 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

(その他の解雇)

第27条 船員が次の各号の一に該当する場合は、理事長はその者を解雇することができる。

- 一 勤務実績が著しくよくない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 事業の運営上のやむを得ない事情により、組織の改廃を行う必要が生じ、他の職務に

転換させることが困難な場合

四 国務大臣、国会議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員その他公職に就任することにより、職務の遂行が困難な場合

(解雇制限)

第28条 前2条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第一号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）に基づく傷病補償年金の給付がなされ、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第81条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第19条第2項の規定による行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため作業に従事しない期間及びその後30日間

二 女性の船員が船員法第87条第1項又は第2項の規定によって作業に従事しない期間及びその後30日間

(解雇予告)

第29条 第26条及び第27条の規定により船員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、船員法第44条の3第3項の規定による行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の予告日数は、解雇予告手当を支払った日数に応じて短縮することができる。

(退職後の責務)

第30条 退職し、又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第31条 理事長は、退職し、又は解雇された者が退職証明書（以下「証明書」という。）の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。

一 雇用期間

二 業務の種類

三 その事業における地位

四 給与

五 退職の事由（解雇の場合は、その理由）

3 証明書には前項の事項のうち、退職し、又は解雇された者が請求した事項のみを証明するものとする。

4 理事長は、解雇を予告された者が、解雇の予告をされた日から退職の日までの間に解雇の事由の証明書の交付を請求した場合には、遅滞なくこれを交付する。

第3章 給与

(給与)

第32条 船員の給与については、給与規則の定めるところによる。

第4章 服務

(誠実義務)

第33条 船員は、上司の指示命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行するとともに、機構の秩序の維持に努めなければならない。

(職務専念義務)

第34条 船員は、この規則又は関係法令の定める場合を除いては、その労働時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、機構がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(職務専念義務免除期間)

第35条 船員は、次の各号の一に該当する場合には、職務専念義務を免除される。

- 一 労働時間内に組合交渉に参加することを理事長が承認した期間
 - 二 第68条の規定により労働しないことを理事長が承認した期間
 - 三 第69条第2項の規定により労働しないことを理事長が承認した期間
 - 四 第69条第3項の規定により労働しないことを理事長が承認した期間
 - 五 労働時間内に人間ドック等の総合的な健康診査を受けることを理事長が承認した期間（一の年において1日（健康診査が2日以上にわたるものである場合は2日）（交通機関の状況から、健康診査が行われる日又はその前日に宿泊することが必要と認められる場合は、必要と認められる日数を加えた日数）の範囲内の期間）
 - 六 船員が独立行政法人国立高等専門学校機構女性検診制度実施要項に基づき女性検診を受診するために労働しないことを理事長が承認した期間
 - 七 労働時間内に第46条第3項の定めるところにより勤務場所を離れて研修を行うことを理事長が承認した期間
 - 八 教員が、博士号取得のために、大学等の研究機関で研究論文指導等を受けることを理事長が承認した期間
- 2 前項第八号の取扱は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の研修に関する規則（機構規則第28号。以下「教職員研修規則」という。）に準じて行うものとする。

(学生に対する配慮)

第36条 船員は、学生に対し常に親愛の念をもって接し、良好な教育環境を作るよう努めなければならない。

(船長の職務)

第37条 船長は、船舶の運航、乗組員の指揮監督、その他全ての船務について責任をもつて、これを行わなければならない。

(服務規律)

第38条 船員は、上司の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

(遵守事項)

第39条 船員は、次の事項を守らなければならない。

- 一 職場の内外を問わず、機構の信用を傷つけ、その利益を害し、又は教職員全体の不名誉となるような行為をしないこと。
- 二 職務上知ることのできた秘密を他に漏らさないこと。
- 三 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いないこと。
- 四 理事長の許可なく、事業を営み、又は職務以外の業務に従事しないこと。
- 五 機構の練習船、敷地及び施設内（以下「機構内等」という。）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。
- 六 機構内等で、宗教活動、選挙運動その他の政治活動をしないこと。
- 七 理事長の許可なく、機構内等で放送・宣伝・集会又は文書・図画の配布・回覧掲示（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じるものも含む。）その他これに準ずる行為をしないこと。
- 八 理事長の許可なく、機構内等で、営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買をしないこと。
- 九 船長の指定する時刻までに練習船に乗り込まなければならない。
- 十 船長の許可なく練習船を去ってはならない。
- 十一 職務上知り得た個人情報を正当な理由なく機構外に漏らさないこと。

(争議行為の制限)

第40条 労働関係に関する争議行為は、船舶が外国の港にあるとき、又はその争議行為に因り人命若しくは船舶に危険が及ぶようなときは、これをしてはならない。

(船員の倫理)

第41条 船員の職務に係る倫理については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員倫理規則（機構規則第25号）の定めるところによる。

(ハラスメントの防止等に関する措置)

第42条 ハラスメントの防止等に関する措置は、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（機構規則第113号）の定めるところによる。

(入場禁止又は退場)

第43条 理事長は、船員が次の各号の一に該当する場合は、その者の機構内等への入場を禁止し、又は機構内等から退場させことがある。

- 一 職場の風紀秩序を乱し、又はそのおそれのある場合
- 二 火器、凶器等の危険物を所持している場合
- 三 衛生上有害と認められる場合
- 四 その他前各号に準じ就業に不都合と認められる場合

2 前項の規定により入場を禁止させられたとき、又は所定の終業時刻前に退場させられたときはそれ以降を欠勤として取り扱うものとし、給与を支払わない。

(兼業の制限)

第44条 船員は、理事長の許可を受けた場合でなければ、他の業務に従事してはならない。

2 前項に定めるほか、船員の兼業については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の兼業に関する規則（機構規則第27号）の定めるところによる。

第5章 労働時間及び休暇等

(労働時間及び休暇等)

第45条 船員の労働時間及び休暇等については、独立行政法人国立高等専門学校機構船員の労働時間、休暇等に関する規則（機構規則第10号）の定めるところによる。

第5章の2 在宅勤務

(在宅勤務)

第45条の2 船員は、理事長の許可を受けた場合、一定期間、当該船員の自宅等における勤務（以下「在宅勤務」という。）に従事することができる。

2 前項に定めるほか、船員の在宅勤務については、独立行政法人国立高等専門学校機構在宅勤務規則（機構規則第136号）の定めるところによる。

第6章 研修

(研修)

第46条 理事長は、船員に業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修に参加することを命ずることができる。

2 理事長は、船員の研修機会の提供に努めるものとする。

3 教員は、練習船の運航及び業務に支障のない限り、理事長及び船長の承認を受けて、勤

務場所を離れて研修を行うことができる。

4 前3項に定めるほか、船員の研修については、教職員研修規則の定めるところによる。

第7章 賞罰

(表彰)

第47条 理事長は、次の各号の一に該当すると認める船員を表彰する。

- 一 永年にわたり誠実に勤務し、その成績が優秀で他の模範となる場合
- 二 機構の名誉となり、又は教職員の模範となる功労のあった場合
- 三 その他理事長が必要と認める場合

(表彰の方法)

第48条 表彰は、賞状を授与して行い、副賞を添えることがある。

第49条 前2条に定めるほか、船員の表彰については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員表彰規則（機構規則第29号）の定めるところによる。

(懲戒の種類)

第50条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- 一 戒告 将来を戒める。
- 二 減給 1回の額が労基法第12条に定める平均賃金の1日分の半額を上限とし、かつ、その総額が一給与支払期間の給与総額の10分の1の額を上限として給与から減ずる。
- 三 停職 1年を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- 四 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し、14日以内にこれに応じないときは、解雇する日の30日前に予告し、又は30日以上の平均賃金を支払って即時に解雇する。
- 五 懲戒解雇 即時に解雇する。

(懲戒)

第51条 理事長は、船員が次の各号の一に該当するときは、その者に対し懲戒処分を行う。

- 一 正当な理由なく無断欠勤が2週間以上に及ぶ場合
- 二 正当な理由なくしぶしぶ欠勤、遅刻、早退するなど労働を怠った場合
- 三 故意又は重大な過失により機構に損害を与えた場合
- 四 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
- 五 機構の名誉若しくは信用を著しく傷つけた場合
- 六 素行不良で機構内等の秩序又は風紀を乱した場合
- 七 重大な経歴詐称をした場合

- 八 第38条の服務規律及び第39条の遵守事項に違反をした場合
- 九 その他、この規則に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があつた場合

第52条 前2条に定めるほか、懲戒については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員懲戒規則（機構規則第30条。以下「懲戒規則」という。）の定めるところによる。

(訓告等)

第53条 理事長は、第51条に定める懲戒に該当するに至らない者に対して、服務を厳正にし、規律を保持するために必要があるときは、訓告又は厳重注意を行う。
2 前項に定めるほか、訓告及び厳重注意については、懲戒規則の定めるところによる。

(船長による上陸禁止又は戒告)

第54条 船長は、乗組員が第39条に規定する事項を守らないときは、第50条から前条までの規定にかかわらず、船員法第23条による上陸禁止又は戒告の処分をすることができる。
2 船長は、前項の処分を行おうとするときは、3人以上の乗組員を立ち合わせて本人及び関係人を取り調べた上、立会人の意見を聴かなければならない。
3 上陸禁止又は戒告の処分は、船長が乗組員に文書を交付して行わなければならない。

(損害賠償)

第55条 船員が故意又は重大な過失によって機構に損害を与えた場合には、理事長は、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第8章 安全衛生

(協力義務)

第56条 船員は、安全、衛生及び健康の確保について、船員法、船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号。以下「労安則」という。）及びその他の関係法令のほか、上司の指示を守るとともに、機構が行う安全、衛生及び健康の確保に関する措置に協力しなければならない。

(船内の安全・衛生管理)

第57条 理事長は、船員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。

(安全・衛生教育)

第58条 船員は、機構が行う安全・衛生に関する教育・訓練を受けなければならない。

(非常災害時の措置)

第59条 船員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに直ちに上司その他関係者に連絡して、その指示に従い、被害を最小限にくい止めるように努力しなければならない。

(安全及び衛生に関する遵守事項)

第60条 船員は、安全及び衛生を確保するために次の事項を守らなければならない。

- 一 安全及び衛生について上司の命令に従い、実行すること。
- 二 常に職場の整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。
- 三 安全衛生装置、消火設備、衛生設備、その他危険防止等のための諸施設を勝手に動かしたり、許可なく当該区域に立ち入らないこと。

(船内の安全担当者等の選任)

第61条 理事長は、練習船内における危害の防止のため及び船内衛生の保持のため、船長を安全担当者及び消火作業指揮者並びに衛生担当者に選任するものとする。

(健康診断)

第62条 船員は、機構が毎年定期又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。

- 2 前項の健康診断の結果に基づいて必要があると認める場合には、理事長は、船員の就業の制限、勤務場所の変更、職務の転換その他船員の健康保持上適切な措置を講じなければならない。
- 3 船員は、正当な事由がなく前項の措置を拒んではならない。

(健康証明書)

第63条 理事長は、船内勤務に適することを証明した船員法第83条に規定する健康証明書を持たない者を練習船に乗り組ませてはならない。

(就業制限)

第64条 船員が、次に掲げる疾病にかかったときは、業務に就かせてはならない。

- 一 船員法施行規則第2号表第1号に掲げるもの
- 二 船員法施行規則第2号表第3号に掲げる疾病（前号の疾病を除く。）であって医師が就業不適と認めるもの

(伝染性の疾病の届出)

第65条 船員は、本人、本人の同居者又は近隣の者が病毒伝播のおそれのある伝染性の疾病にかかり、又はその疑いがある場合には、直ちにその旨を理事長に届け出て、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合には、その船員に一定期間を限り療養又は就業禁止を命ずることができる。

第66条 前10条に定めるほか、船員の安全衛生については、独立行政法人国立高等専門学校機構船員安全衛生管理規則（機構規則第32号）の定めるところによる。

第9章 女性

(妊娠である船員の就業制限等)

第67条 理事長は、妊娠中の船員を船内で使用してはならない。

- 2 理事長は、妊娠中の船員及び産後1年を経過しない船員（以下「妊娠である船員」という。）については、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。
- 3 理事長は、妊娠である船員に夜間（午後8時から午前5時までの間における労働を言う。）又は所定の労働時間以外の労働をさせない。

(妊娠である船員の保健指導・健康診査)

第68条 理事長は、妊娠である船員が請求した場合には、その者が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために労働しないことを承認する。

(妊娠である船員の業務軽減等)

第69条 理事長は、妊娠である船員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせる。

- 2 理事長は、妊娠中の船員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該船員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、労働をしないことを承認することができる。
- 3 理事長は、妊娠中の船員が請求した場合には、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の労働時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲で労働しないことを承認する。

(生理日の就業が著しく困難な船員に対する措置)

第70条 理事長は、生理日の就業が著しく困難な船員が休暇を請求した場合には、その者を生理日に労働させない。

第10章 出張及び旅費

(出張及び旅費)

第71条 理事長は、業務上必要がある場合には、船員に出張を命ずることができる。

- 2 前項の出張に要する旅費については、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則（機構規則第49号）の定めるところによる。
- 3 練習船に乗り込む船員の旅費（食卓料を含む。）については、独立行政法人国立高等専門学校機構船舶乗組員に対する旅費支給規則（機構規則第53号）に定めるところによる。

第11章 災害補償

(災害補償)

第72条 船員が業務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤途上における災害を受けた場合の災害補償、被災船員の社会復帰の促進、被災船員及びその遺族の援護を図るために必要な福祉事業に関しては、労災法の定めるところによる。

第12章 退職手当

(退職手当)

第73条 船員の退職手当については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員退職手当規則（機構規則第17号）の定めるところによる。

第13章 被服

(制服)

第74条 船員は、乗船労働時間中、理事長の定める制服を着用しなければならない。
2 船員は、作業等の安全のため、定められた制服以外の作業衣を使用することができる。

第14章 共済組合

(共済組合)

第75条 船員の共済組合については、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の定めるところによる。

第15章 研究成果

(研究成果の取扱い)

第76条 機構における教育研究の過程又は結果として、船員が作製又は取得した教材、材料、改良、技術情報及びノウハウに関する一切の権利（次項の発明、考案、意匠及びプログラム著作物に関するものは除く。）は、機構に帰属する。
2 機構における教育研究の過程又は結果として、船員がなした特許法（昭和34年法律第121号）第2条第1項で規定される発明、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第1項で規定される考案、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第1項で規定される意匠及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第十号の二で規定され

るプログラム著作物は、機構に譲渡するものとする。

3 前2項に関する取扱いは、独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産権取扱規則（機構規則第40号）の定めるところによる。

(研究成果の発表)

第77条 船員は、前条に定める権利の発生を伴い得る研究成果を発表しようとするときは、あらかじめ所属長の承認を得て、理事長に届け出なければならない。

附 則（平成16年4月1日制定）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月20日一部改正）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月4日一部改正）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日一部改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日一部改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月28日一部改正）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日一部改正）

この規則は、改正の日から施行する。

附 則（平成23年3月30日一部改正）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月27日一部改正）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年7月29日一部改正）

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日一部改正）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日一部改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月27日一部改正）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月28日一部改正）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日一部改正）

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定年年齢等に関する経過措置)

2 船員の令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第23条及び第25条の2第2項の規定の適用については、これらの規定中「65歳」とあるのは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 教員である船員 次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳

二 前号以外の船員 次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳

(定年退職後等の再雇用に関する経過措置)

3 第25条の規定は、前項による定年年齢の経過措置が適用される期間における高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条の規定に基づく高年齢者雇用確保措置として存置するものとし、第25条の規定は、令和13年4月1日をもって廃止する。

附 則（令和5年12月25日一部改正）

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月25日から施行する。

(休職期間の通算に関する経過措置)

- 2 この規則の施行日において第17条第1項第一号の規定により休職中の船員については、施行日に休職が開始したものとみなして、改正後の第18条第4項の規定を適用する。
- 3 この規則の施行日の前日までに第17条第1項第一号の規定により休職し、かつ復職した船員の施行日前の休職期間については、改正後の第18条第4項の規定を適用しない。

別表（第16条関係）

学校名	富山高等専門学校	鳥羽商船高等専門学校	広島商船高等専門学校
主機の出力(kw)	956×1	956×1	956×1
船舶の名称	若潮丸	鳥羽丸	広島丸
総トン数	231トン	244トン	234トン
航行区域	近海区域	近海区域	近海区域
職務	員数	員数	員数
船長	1名	1名	1名
甲板部	一等航海士 甲板長 操舵手 甲板員	1名 3名	1名 3名
機関部	機関長 一等機関士 操機長 操機手 機関員	1名 2名	1名 2名
合計	9名	9名	9名

学校名	大島商船高等専門学校	弓削商船高等専門学校
主機の出力(kw)	745×2(電動機)	956×1
船舶の名称	大島丸	弓削丸
総トン数	373トン	240トン
航行区域	近海区域	近海区域
職務	員数	員数
船長	1名	1名
甲板部	一等航海士 甲板長 操舵手 甲板員	1名 3名
機関部	機関長 一等機関士 操機長 操機手 機関員	1名 2名
合計	9名	9名

備考 甲板部 甲板長、操舵手又は甲板員の中から3名を配置する。

機関部 操機長、操機手又は機関員の中から2名を配置する。